

鈴鹿医療科学大学 危険物質管理規程

(趣旨)

第1条 鈴鹿医療科学大学（以下「本学」という。）における危険物質による安全衛生上の危害を防止し、その適正な使用及び管理を図るため、消防法(昭和23年法律第186号)、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）その他の法令に定めるものの他、危険物質の安全管理に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「危険物質」とは、消防法第10条に規定する危険物、及び高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガスをいう。

2 この規程における「部局」とは、学部、大学院研究科、東洋医学研究所、健康管理センター、事務局をいい、「部局長」とはこれらの長をいう。

3 この規程における「事業所」とは、千代崎キャンパス、東洋医学研究所、白子キャンパスをいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学における危険物質の安全管理を統括する。

(危険物質管理責任者の責務)

第4条 危険物質を貯蔵及び取扱う事業所毎に、危険物質管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、保安講習を受けた甲種危険物取扱者のうちから、部局長が指名する。

2 管理責任者は、当該事業所等における危険物質の管理を統括し、事故等の防止のための必要な措置を講じなければならない。

3 管理責任者は、取扱者に対して危険物質等を適正かつ安全に取り扱うための講習等を年に1回以上実施しなければならない。

(危険物質取扱者の責務)

第5条 取扱者は、関係法令及び本規程を遵守するとともに、管理責任者の指揮監督のもと、危険物質を適正に使用又は管理しなければならない。

2 取扱者は、自己の保有する危険物質の保管状態、及びその量について随時点検し、健康、安全の保持に必要な措置を講じなければならない。

(危険物質の保管、取扱い等)

第6条 指定数量以上の危険物は、消防法に基づき危険物倉庫（危険物屋内貯蔵所等）に貯蔵しなければならない。各部屋の危険物は、専用の保管庫等に保管すること。実験台には必要以上に危険物を置かず、使用後は保管庫等に戻さなければならない。また実験室等の床には、危険物を置いてはならない。有機廃液も有機溶剤と同じように扱われるので、適切に保管しなければならない。

2 危険物の保管庫は、地震等による転倒を防止するため、壁、床等に固定するとともに、保管庫内は、トレー、仕切り、ステンレスパイプ等により薬品容器の転倒、衝突、転落

等の防止措置をとらなければならない。

- 3 危険物の保管にあたっては、施錠等により盗難を防止するとともに、変質又は異物の混入により危険性が增大しないように適切に管理しなければならない。また地震等による火災・爆発を防ぐため、混載禁止の組み合わせとなる危険物は同じ保管棚等に保管しないこと。
- 4 危険物を取扱う場所では、火気、電気火花、高熱物、静電気、衝撃、摩擦等の発火源、引火源、及び起爆源の管理を厳重にし、安全の確保に努めなければならない。特に、有機溶剤の蒸気は通常空気より重く、床上を流れて広がり、離れた場所の着火源にも引火、爆発することがあるので注意すること。また、消火用設備を常備しなければならない。
- 5 爆発性の危険物を取扱う場合は、必要に応じて保護眼鏡、保護具、防護板等を使用して安全を確保しなければならない。
- 6 蒸気と空気の爆発性混合気体が発生する恐れのある危険物を取扱う場合は、換気を十分行わなければならない。またそれらの危険物を冷蔵保管する場合は、防爆型冷蔵庫に保管すること。
- 7 常時使用する高圧ガス容器（以下「ボンベ」という。）は40℃以下の風通しの良い場所に立てて、専用の鎖で頑丈な架台に固定しなければならない。直射日光、風雨の当たる所、湿気の多い所、腐食性薬品に近い所、電線・アースに近い所、重量物の落下の恐れのある所などには置いてはならない。
- 8 酸素及び可燃性ガスボンベの近くには、自然発火性や引火性の強い危険物を置いてはならない。ガスの漏洩と室内の火気と可燃物に十分注意し、使用後は必ずボンベのバルブと減圧調節器のバルブはしめておく。
- 9 変質しやすいガスや腐食性の強いガスのボンベは、なるべく新しいものを用い、長期にわたり貯蔵してはならない。
- 10 有毒ガスを取り扱ったり、有毒ガスの発生が予想される実験を行う場合には、防毒マスクを使用しなければならない。
- 11 ボンベ運搬の場合は、バルブを点検し保護用キャップをつけ、ボンベ運搬用の手押車を使用しなければならない。

（事故時の対応）

- 第7条 取扱者は、危険物の飛散、漏洩等により環境安全管理上の問題、若しくは健康障害が生じ、又は生ずる恐れがあるときは、直ちに管理責任者に通報し、管理責任者は、必要な応急措置を講じるとともに、部局長に報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 管理責任者は、危険物質の盗難、紛失等があったときは、直ちに部局長に届け出て、その指示に従わなければならない。
 - 3 前1項または前2項の届出を受けた部局長は、直ちに学長に報告しなければならない。

（廃棄）

- 第8条 取扱者は、長期間保管されている危険物のうち、使用の見込みがないもの又は

ラベルの脱落等で内容が不明なもの等については、法および法施行令（昭和 30 年政令 261 号）で定める廃棄方法の基準並びに本学における廃棄物に関する管理規程に従い、速やかに廃棄処分等の処理を講じなければならない。

- 2 高圧ガスを使い終わって容器を返済または詰換えをするときは、必ずバルブを閉じ、ガスが若干残った状態で高圧ガス取扱い業者に渡すこと。長期間放置し容器検査に出しえないボンベ、容器検査に合格しなかったボンベを廃棄する場合も、必ず業者に依頼すること。
- 3 毒性ガスボンベの残ガスは廃棄してはならない。残ガス量が多くても、そのまま返却すること。

（危険物質管理委員会）

第 9 条 危険物質の管理に関し、その徹底と万全を期するため、管理組織として危険物質管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

- 2 管理委員会に関する規則は別に定める。

（点検）

第 10 条 管理委員会は、危険物質の使用及び管理状況について、各部局の状況に応じて定期的に点検を実施し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 部局長は、危険物質を取扱う施設及び設備の損傷、腐食等による危険物質の漏洩が発生したときは、直ちに点検を実施し、当該施設等の補修その他の必要な措置を講じなければならない。

（近隣住民等への対応）

第 11 条 学長及び部局長は、危険物質の管理について、近隣住民等の理解を得るため、必要な措置を講じなければならない。

- 2 学長及び部局長は、近隣住民等の理解を得るため、必要な情報の提供を行うとともに、危険物質の管理に関する意見、苦情等に誠実に対応しなければならない。

（雑則）

第 12 条 この規程に定めるもののほか、危険物質の安全管理に関し必要な事項は、別に定める。

（規程の改廃）

第 13 条 この規程は、大学協議会の議を経て学長が改廃する。

附 則

1. この規程は、平成 20 年 9 月 30 日に制定し、平成 20 年 9 月 30 日から施行する。

別表第1 混載禁止（第6条関係）

危険物は、総務省令で定めるところにより、類を異にするその他の危険物（下表に示す。）又は災害を発生させる恐れのある物品との混載を禁止されており、危険物と高圧ガスの混載も次の①～③を除き禁止されている。

- ① 内容積が 120 L 未満の容器に充填された不活性ガス
- ② 内容積が 120 L 未満の容器に充填された LP ガス又は圧縮天然ガスと第 4 類危険物
- ③ 内容積が 120 L 未満の容器に充填されたアセチレン又は酸素と第 4 類第 3 石油類又は第 4 石油類の危険物

	第 1 類	第 2 類	第 3 類	第 4 類	第 5 類	第 6 類
第 1 類		×	×	×	×	○
第 2 類	×		×	○	○	×
第 3 類	×	×		○	×	×
第 4 類	×	○	○		○	×
第 5 類	×	○	×	○		×
第 6 類	○	×	×	×	×	

備考

×印は、混載することを禁止する組み合わせ、○印は、混載にさしつかえない組み合わせを示す。

（付表 1）危険物の分類（消防法）

第1類 酸化性固体	指定数量
そのもの自体は燃焼しないが、可燃物と混合したとき、熱、衝撃、摩擦等によって分解し酸化されて極めて激しい燃焼を起こす危険性を有する固体。	
1. 塩素酸塩類 2. 過塩素酸塩類 3. 無機過酸化物 4. 亜塩素酸塩類 5. 臭素酸塩類 6. 硝酸塩類 7. よう素酸塩類 8. 過マンガン酸塩類	第1種酸化性固体 50 kg 第2種酸化性固体 300 kg 第3種酸化性固体 1000 kg

9. 重クロム酸塩類		
10. その他のもので政令で定めるもの(過よう素酸塩類、過よう素酸、クロム、鉛またはよう素の酸化物、亜硝酸塩類、次亜塩素酸塩類、塩素化イソシアヌル酸、ペルオキシ二硫酸塩類、ペルオキシほう酸塩類)		
11. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの		

第2類 可燃性固体		指定数量
火災により着火しやすい。又は比較的低温で引火しやすい。燃焼が速く消火することが困難である。		
1. 硫化りん		100 kg
2. 赤りん		100 kg
3. 硫黄		100 kg
4. 鉄粉		500 kg
5. 金属粉 (アルミニウム粉、亜鉛粉等)	第1種可燃性固体 第2種可燃性固体	100 kg
6. マグネシウム		500 kg
7. その他のもので政令で定めるもの		
8. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの		
9. 引火性固体 (固形アルコール、ラッカーパテ、ゴムのり)		1000 kg

第3類 自然発火性物質及び禁水性物質		指定数量
空気にさらされることにより自然に発火する危険性を有するもの又は水と接触して発火し、若しくは可燃性ガスを発生させるもの。		
1. カリウム		10 kg
2. ナトリウム		10 kg
3. アルキルアルミニウム (トリメチルアルミニウム等)		10 kg
4. アルキルリチウム (メチルリチウム、 <i>n</i> -ブチルリチウム等)		10 kg
5. 黄りん		20 kg

6. アルカリ金属（リチウム等）及びアルカリ土類金属（カルシウム等）	第 1 種自然発火性物質及び禁水性物質	10 kg
7. 有機金属化合物（ジエチル亜鉛等）		
8. 金属の水素化物（水素化ナトリウム、水素化リチウム等）	第 2 種自然発火性物質及び禁水性物質	50 kg
9. 金属のりん化物（りん化カルシウム等）		
10. カルシウム又はアルミニウムの炭化物（炭化カルシウム、炭化アルミニウム等）	第 3 種自然発火性物質及び禁水性物質	300 kg
11. その他のもので政令で定めるもの（トリクロロシラン等）		
12. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの		

第4類 引火性液体		指定数量
引火性を有する液体。		
1. 特殊引火物（ジエチルエーテル、二硫化炭素、酸化プロピレン、アセトアルデヒド、ペンタン等）		50 L
2. 第 1 石油類（ガソリン、ベンゼン、トルエン、ヘキサン、酢酸エチル、アセトン、アセトニトリル、ピリジン等）	非水溶性液体 水溶性液体	200 L 400 L
3. アルコール類（メタノール、エタノール、プロパノール）		400 L
4. 第 2 石油類（灯油、軽油、キシレン、1-ブタノール、酢酸、ギ酸、プロピオン酸、アクリル酸等）	非水溶性液体 水溶性液体	1000 L 2000 L
5. 第 3 石油類（重油、クレオソート油、アニリン、ニトロベンゼン、エチレングリコール、グリセリン等）	非水溶性液体 水溶性液体	2000 L 4000 L
6. 第 4 石油類（ギヤー油、シリンダー油、タービン油、マシン油等の潤滑油、セバチン酸ジオクチル、フタル酸ジオクチル等）		6000 L
7. 動植物油類（椰子油、アマニ油、キリ油、ナタネ油、トウモロコシ油、大豆油、オリーブ油、ヒマシ油、落花生油等）		10000 L

第5類 自己反応性物質		指定数量
加熱等による分解等の自己反応により、多量の発熱をし、又は爆発的に反応が進行するもの。		
1. 有機過酸化物（過酸化ベンゾイル、メチルエチルケトンパーオキシド等）	第1種自己反応性物質	10 kg
2. 硝酸エステル類（硝酸メチル、ニトログリセリン、ニトロセルロース等）	第2種自己反応性物質	100 kg
3. ニトロ化合物（ピクリン酸、トリニトロトルエン等）		
4. ニトロソ化合物（ジニトロペンタメチレントテトラミン等）		
5. アゾ化合物（アゾビスイソブチロニトリル等）		
6. ジアゾ化合物（ジアゾニトロフェノール等）		
7. ヒドラジンの誘導体（硫酸ヒドラジン等）		
8. ヒドロキシルアミン		
9. ヒドロキシルアミン塩類		
10. その他のもので政令で定めるもの（金属のアジ化物、硝酸グアニジン）		
11. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの		

第6類 酸化性液体		指定数量
そのもの自体は燃焼しないが、混在する他の可燃物の燃焼を促進する性質を有する液体。		
1. 過塩素酸		300 kg
2. 過酸化水素		
3. 硝酸		
4. その他のもので政令で定めるもの（ハロゲン間化合物）		
5. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの		

備考

各危険物の貯蔵量を当該危険物の指定数量で除した“指定数量の倍数”の和が1以上となる場合、当該施設は指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているとみなされる。

(付表 2) 高圧ガスの分類 (高圧ガス保安法)

圧縮ガス	(1) 常温において圧力 (ゲージ圧力) が 1MPa (10 kg/cm ²) 以上となる圧縮ガス。35℃において圧力が 1MPa 以上となる圧縮ガス。
	(2) 常温で圧力が 0.2MPa 以上となる圧縮アセチレンガス。 15℃において圧力が 0.2MPa 以上となる圧縮アセチレンガス。
ス	アルゴン、一酸化炭素 ^{*,‡} 、空気 [¶] 、酸素 [¶] (黒)、一酸化窒素 ^{*,¶} 、水素 [‡] (赤) 窒素、ネオン、ヘリウム、メタン [‡]
液化ガス	(1) 常温において圧力が 0.2MPa 以上となる圧縮ガス。圧力が 0.2MPa 以上となる場合の温度が 35℃以下である液化ガス。
	(2) 上記のものを除くほか、35℃において圧力が 0Pa (大気圧) を超える液化ガスのうち、液化シアン化水素、液化ブロムメチル、またはその他の液化ガスであって政令で定めるもの。
ス	アンモニア ^{*,†,‡} (白)、亜酸化窒素 ^{*,¶} 、二酸化硫黄 ^{*,†} 、エチレン [‡] 塩化水素 ^{*,†} 、ホスゲン ^{*,†} 、ブタジエン [‡] 、ブチレン [‡] 、フッ化水素 ^{*,†} フッ素 ^{*,†,¶} 、プロパン [‡] 、プロピレン [‡] 、硫化水素 ^{*,†,‡} 、塩素 ^{*,†} (黄) 二酸化窒素 ^{*,†,¶} 、酸化エチレン [*] 、シアン化水素 [*] 、炭酸ガス (緑) アセチレン [‡] (褐)

備考

() 内はボンベの塗色、*は毒性ガス、†は腐食性ガス、‡は可燃性ガス、¶は支燃性ガスを示す。可燃性ガスは単独では燃焼爆発の危険はなく、空気等の支燃性ガスと一定の割合で混合すると、燃焼爆発する。